

2022年6月9日

株 主 各 位

東京都大田区東海二丁目2番1号  
株 式 会 社 大 田 花 き  
取締役兼代表執行役社長 磯 村 信 夫

### 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止の観点から、株主の皆様には、極力、事前の議決権行使をお願い申し上げますとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

---

記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 日 時           | 2022年6月25日（土曜日）午前10時30分<br>(受付開始予定 午前9時30分)   |
| 2. 場 所           | 東京都大田区東海三丁目2番1号<br>東京都中央卸売市場大田市場<br>事務棟2階 大ホール<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項  | 1. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項             | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役9名選任の件   |
| 4. 議決権行使についてのご案内 | 3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。   |

---

以 上

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://otakaki.co.jp>)

### 〈新型コロナウイルスへの対応につきまして〉


- ・ 新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、可能な限り、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご参加いただく株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 役員および当社運営スタッフにおきましては、マスクを着用して対応させていただく予定ですのでご理解のほどお願い申し上げます。
- ・ 感染リスク低減対策として、座席の間隔を広くすることから十分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、会場への入場を制限する場合がございますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本総会においては、感染リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://otakaki.co.jp>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2022年6月25日（土曜日）  
午前10時30分  
（受付開始：午前9時30分）




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

---

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

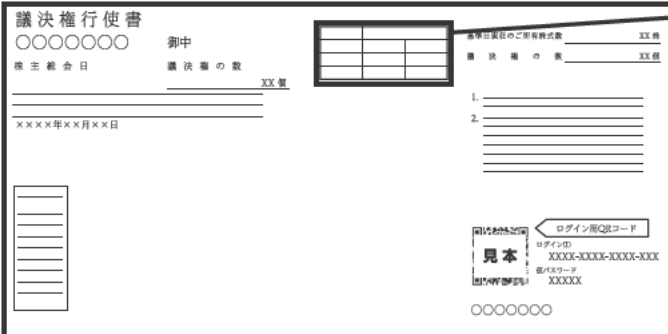
次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2022年6月24日（金曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX日

各案ご賛否のご所属様式表 XX株  
議決権の数 XX株

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX  
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

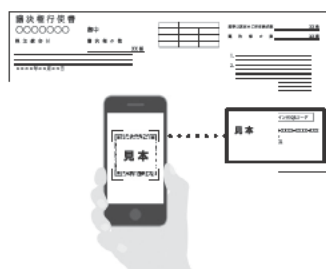
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

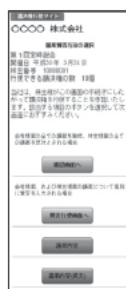
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



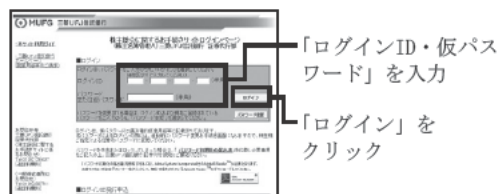
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

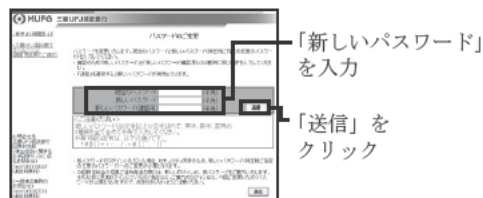
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

#### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が繰り返し発出され、社会活動は制限され厳しい状況が続きました。10月以降は個人消費を中心に回復の動きが見られたものの、1月以降は新変異株の急速な拡大やロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まりで原油価格の高騰、金融資本市場の変動など先行きは不透明な状況が続いております。

花き業界においては、冠婚葬祭は依然小規模であり、イベントのディスプレイ需要やホテル、レストランの活け込み需要は縮小したままですが、オフィスや自宅を快適な空間にするため、観葉植物や枝物をはじめ、花きを飾る需要は年代を問わず安定して拡大しています。また、直接会う機会が少なくなったため、母の日以外でも冠婚葬祭などのギフト需要が増えてきました。個人需要の高まりで量販店の花売り場だけでなく、専門店での販売も活発化してきました。諸情勢から輸入切花の入荷数の減少、高齢化と人手不足による国産の生産減から、市況は前年比1～2割高となっております。小売店は消費者に割高感を感じさせないような商品作りに苦労しました。

このような状況の中、当社グループは商品の集荷に注力し、首都圏だけでなく全国より引き合いが強まり、販売単価は上がり売上高を伸ばしました。

また、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。花き卸売事業における受託取引等、代理人取引と判断される取引についてその売上高の計上額をこれまで取引総額であったものから純額へと変更しております。なお、前連結会計年度において当該会計基準等を適用したと仮定して算出した売上高の前期比は14.0%増です。

このような結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,926,914千円、営業利益212,487千円（前期は35,646千円の営業損失）、経常利益248,301千円（前期は18,111千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益173,440千円（前期は6,508千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは花き卸売事業単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は77,543千円であります。

その主なものは、当社の自動仕分設備の維持、補強、せりシステムの更新であります。

③ 資金調達状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	25,468,235	24,906,260	23,919,487	※3,926,914
取扱高(千円)	25,468,235	24,906,260	23,919,487	27,659,535
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	34,810	48,802	△6,508	173,440
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	6.84	9.59	△1.28	34.09
総資産(千円)	9,985,556	8,792,422	8,914,173	8,806,090
純資産(千円)	4,636,478	4,624,228	4,566,843	4,689,406
1株当たり純資産(円)	911.32	908.91	897.63	921.72

※当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期)	第34期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	24,605,950	23,978,218	22,951,099	※2,774,347
取扱高(千円)	24,605,950	23,978,218	22,951,099	26,562,035
当期純利益又は当 期純損失(△)(千円)	50,118	34,485	△15,490	154,237
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	9.85	6.78	△3.04	30.32
総資産(千円)	9,951,111	8,731,354	8,829,298	8,712,217
純資産(千円)	4,822,930	4,796,363	4,729,996	4,833,358
1株当たり純資産(円)	947.96	942.74	929.70	950.01

※当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社九州大田花き	15,000千円	100%	花き卸売・問屋業
株式会社大田ウィングス	15,000千円	100%	不動産賃貸業

(注)当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### (4) 対処すべき課題

花き業界は、国内花き生産者の高齢化による生産の減少、花き小売商高齢化による廃業、人口減による地方都市経済の縮小、物流における運転者不足など、生産・物流が抱える厳しい課題が絡み合い、未だ楽観を許さない状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループとしましては、社会インフラである卸売市場を基軸として、生活者に求められる商品の供給・提案を行なうとともに、新たな需要を掘り起こすべく、消費活動を牽引する取り組みを行なってまいります。特に、花の存在意義が人に評価されるものから、自分自身の生活空間を快適にするものへと変化していると感じ、個人需要の拡大に取り組んでまいります。また、地域の花き流通拠点である地方市場との取り組みを強化し、地域文化の継承・花文化の普及に努めるとともに、消費拡大のため、商品の集荷に注力し、業界の発展に取り組んでまいります。

これらを実現するためにも一層のコーポレート・ガバナンスを徹底し、同時に品質、情報、流通の管理ビジョン「確実なパスワーク」を明確にし、経営機能を強化してまいります。



(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ・花き卸売事業

花きおよびその加工品の受託販売ならびに購入販売等

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

①当社

本社：東京都大田区

②子会社

株式会社九州大田花き 本社：福岡県福岡市博多区

株式会社大田ウィングス 本社：東京都大田区

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
189名	3名減

(注)1. 上記のほか、パートアルバイトとして14名（1日8時間換算による月平均人数）、参与として1名がおります。

2. 上記従業員数は無期契約社員を含めたものとなっております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
182名	4名減	42.0歳	15.9年

(注)1. 上記のほか、パートアルバイトとして13名（1日8時間換算による月平均人数）、参与として1名がおります。

2. 上記従業員数は無期契約社員を含めたものとなっております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	540,000千円
株式会社三井住友銀行	416,370千円
株式会社みずほ銀行	338,292千円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 5,500,000株  
(自己株式 412,326株を含む。)  
(3) 株主数 1,190名  
(4) 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社大森園芸ホールディングス	1,640千株	32.23%
東京青果株式会社	500	9.82
小杉圭一	480	9.43
株式会社大森園芸	400	7.86
大田花き従業員持株会	180	3.54
柴崎太喜一	174	3.42
磯村信夫	160	3.14
株式会社都立コーポレーション	156	3.06
株式会社南関東花き園芸卸売市場	105	2.06
札幌花き園芸株式会社	100	1.96
株式会社花満	100	1.96

(注) 1. 当社は、自己株式を412,326株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式(412,326株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および執行役の状況 (2022年3月31日現在)

###### ① 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	磯 村 信 夫	取締役会会長 指名委員 報酬委員	株式会社大森園芸取締役 花き施設整備有限会社取締役 株式会社大田花き花の生活研究所取締役 株式会社大田ウイングス代表取締役社長
取 締 役	中 山 俊 博	指名委員 報酬委員	
取 締 役	奥 野 義 博	指名委員 監査委員	
取 締 役	菊 田 一 郎	指名委員 報酬委員	L - T e c h L a b 代表
取 締 役	小 川 正 則	指名委員 報酬委員	
取 締 役	須 磨 佳 津 江	指名委員 報酬委員	
取 締 役	内 田 善 昭	監査委員長	内田善昭公認会計士事務所 所長
取 締 役	磯 村 隆 夫	指名委員長 報酬委員	株式会社大森園芸ホールディングス代表取締役社長 株式会社大森園芸代表取締役社長 フィリップモリスジャパン合同会社 中部リージョン マネージャーセールsstrategie
取 締 役	川 田 光 太	報酬委員長 監査委員	東京青果株式会社専務取締役

- (注) 1. 取締役中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、須磨佳津江、内田善昭、川田光太、の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査委員長である内田善昭氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役内田善昭氏と取締役奥野義博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして、監査委員会事務局を設置し、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査室と関係のうえ、執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。

## ② 執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	磯 村 信 夫	株式会社大森園芸取締役 花き施設整備有限会社取締役 株式会社大田花き花の生活研究所取締役 株式会社大田ウィングス代表取締役社長
執行役副社長	小 杉 圭 一	株式会社九州大田花き取締役
執行役専務	萩 原 正 臣	情報システム本部長 株式会社九州大田花き取締役
執行役常務	吉 武 利 秀	ロジスティック本部長 株式会社大田ウィングス取締役
執 行 役	金 子 和 彦	管 理 本 部 長 株式会社とうほくフラワーサポート監査役 株式会社九州大田花き監査役 株式会社大田花き花の生活研究所監査役 株式会社大田ウィングス監査役
執 行 役	浅 沼 建 夫	営 業 本 部 長 株式会社大田ウィングス取締役
執 行 役	平 野 俊 雄	ロジスティック本部副本部長
執 行 役	加 藤 了 嗣	社 長 室 長 株式会社大田花き花の生活研究所取締役

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 取締役および執行役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る取締役および執行役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	
取 締 役 (うち社外取締役)	15,150 (13,350)	15,150 (13,350)	— (—)	8 (7)
執 行 役	136,581	126,075	10,506	8
合 計 (うち社外取締役)	151,731 (13,350)	141,225 (13,350)	10,506 (—)	16 (7)

(注) 期末現在の人員は、取締役9名、執行役8名で、取締役の内1名は執行役を兼任しているため、役員の総数は16名です。取締役と執行役の兼任者については、執行役の欄に支給人員・支給額を記載しており、取締役の欄には含まれておりません。

## ② 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

当社の報酬委員会は、以下のとおり取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針を定めております。

### イ. 基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の基準を公平かつ適正に定めることを目的とし、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績に見合った額を支給することとしております。

### ロ. 報酬体系

#### a. 取締役報酬

取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であり、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬としての基本報酬のみ支給しております。基本報酬の支給水準については、前年度の支給実績を参考にしつつ、職責に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。

#### b. 執行役報酬

執行役が受ける報酬については、基本報酬と賞与で構成されております。基本報酬は、役位に応じて決定した額を固定報酬として毎月支給しております。賞与は、業績向上と企業価値増大へのインセンティブを高める観点から、業績を参考に決定しております。

### ハ. 報酬委員会の活動内容

報酬委員会は、以下のとおり取締役および執行役が受ける報酬の妥当性に関する審議を行い、個人別報酬を決定いたしました。

- ・2021年6月26日：取締役および執行役の報酬について
- ・2022年3月11日：取締役と執行役の報酬および執行役の賞与について

### ニ. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと報酬委員会が判断した理由

取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役菊田一郎氏は、L-Tech Labの代表を兼務しております。なお、当社はL-Tech Labとの間には特別な関係はありません。

ロ. 取締役内田善昭氏は、内田善昭公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社は内田善昭公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。

ハ. 取締役川田光太氏は、東京青果株式会社の専務取締役を兼務しております。なお、当社は東京青果株式会社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況および活動状況

	取締役会（8回開催）		出席状況、発言状況および 期待される役割に行った職務の概要
	出席回数	出席率	
取締役 中山 俊博	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、他社での企業経営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 奥野 義博	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、他社での企業経営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 菊田 一郎	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、他社での企業経営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 小川 正則	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、他社での企業経営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 須磨 佳津江	7回	100%	2021年6月26日の就任以降に開催された取締役会7回全てに出席し、他社での事業運営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 内田 善昭	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
取締役 川田 光太	8回	100%	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、他社での企業経営経験と高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査委員会への出席状況および活動状況

	監査委員会（7回開催）		出席状況および発言状況
	出席回数	出席率	
監査委員長 内田 善昭	7回	100%	当事業年度開催の監査委員会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査委員 奥野 義博	7回	100%	当事業年度開催の監査委員会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査委員 川田 光太	6回	100%	2021年6月26日の就任以降に開催された監査委員会6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠および決定のプロセス等の客観性・合理性について必要な検証を行いました。さらに、過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である株式会社九州大田花きおよび株式会社大田ウィングスにつきましても、興亜監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合には、全員一致の決議によって、会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査委員会が選定した監査委員が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、「執行役規則」、「文書処理規程」に従い、職務執行に係る情報の文書を適切に保存および管理する。

(運用状況)

執行役は、社内規程に基づき職務執行に係る情報の文書を適切に管理しており、監査委員会が求めたときは、いつでも文書を閲覧に供するなど適切に対応しております。

### ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行から生じるリスクを一定の範囲にとどめるリスク管理活動が重要との認識のもと、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備し、管理する。

(運用状況)

「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備しており、リスク管理部門の責任者は、当社がさらされているリスクを適切に認識・把握し、これを管理しております。また、リスクの状況その他のリスク管理上の情報につき執行役社長および監査委員会に報告し、必要に応じて提言を行っております。

### ③ 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「執行役会規則」、「執行役職務分掌規程」に基づく職務執行体制をとり、執行役の職務執行の適法性と効率性の確保を図る。

(運用状況)

執行役会を定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、迅速な意思決定を行っております。業務執行に係る重要案件については、取締役会へ報告し、職務執行の適法性、効率性を図っております。

**④ 当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

執行役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、経営理念、行動基準を定める。また、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等の社内規則を制定し、法令等を遵守するための体制を整備する。

(運用状況)

経営理念および行動基準は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内周知、社内教育を行うとともに、代表執行役社長自らが企業理念を役職員に伝えております。また、風通しの良い社風維持を心掛け、社内におけるコンプライアンス違反行為に気がついたときは、報告・連絡・相談が迅速に行われるようにしております。

法令等に関して疑義のある行為が発生した場合または発生するおそれがある場合には、厳正な調査を行い、改善・再発防止策を実施しております。加えて重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けております。

**⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

「子会社管理規程」に基づき、当社グループの管理体制を定め、業務の適正を確保する。また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が、当社グループの内部管理体制の適切性および有効性を検証および評価する。

(運用状況)

定期的に当社グループ会議を開催し、当社グループの業務執行状況の報告を受けております。また、当社グループの事業に関して、法令遵守体制、リスク管理体制を整備するため、当社内部監査室、社長室および管理本部はこれらを横断的に管理しております。

**⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

監査委員会の職務を補助するため、使用人からなる監査委員会事務局を置く。

(運用状況)

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を置き、運営にあたっております。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局員の人事等については、あらかじめ監査委員会の同意を得て決定する。

(運用状況)

監査委員会事務局員の人事等は、監査委員会と協議の上決定しております。

⑧ 当社の監査委員会への報告に関する体制

1) 当社の執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制

「監査委員会に対する報告に関する規程」を定め、執行役および使用人が監査委員会に報告する。また、「内部監査規程」に基づき、内部監査室長は内部監査終了後、内部監査で発見・指摘した問題点等およびこれに関する評価・意見を記載し、内部監査部門担当執行役および監査委員会に報告する。

(運用状況)

監査委員会を組織する監査委員は、取締役会および経営会議等に出席することにより、執行役および使用人から業務の執行状況ならびに社内の重要な情報を把握しております。

執行役および使用人は、監査委員会に対して以下の事項を報告しております。

イ. 執行役

- ・取締役会の決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
- ・各部門の業務遂行状況

ロ. 使用人

- ・各部門の月次業務遂行状況

2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

子会社の役員および社員等は、監査委員から業務執行について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、「内部通報規程」に基づき、本社内部監査室が事実関係の調査の結果、法令違反行為が行われている事を確認した時は、直ちに本社または子会社に報告する。

(運用状況)

当社グループの役員および使用人等は、当社監査委員会から業務に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査委員会に対して上記報告を行ったことを理由として当該報告者は不利な取扱いを受けないものとする。

(運用状況)

当社グループ各社において上記方針を徹底しております。

⑩ **当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査委員が職務の執行において、費用の請求をしたときは、その費用等が当該監査委員の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(運用状況)

監査委員の請求に従い、適切に対応しております。

⑪ **その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査委員は経営会議等の重要な会議へ出席し、情報意見交換を行う。また、内部監査室と連携をとり、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

(運用状況)

監査委員会は、執行役、使用人等の職務執行に対して厳格な監督を行い、必要に応じて執行役、使用人等に説明を求めています。さらに稟議書等を閲覧することにより監査の実効性の向上を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に対する考えは、株主価値の重視を経営方針の重要課題の1つと考え、株主の皆様が長期的かつ安定して保有していただくために、安定した配当を継続的に行っていきたいと考えております。そのうえで事業年度の収益状況や今後の見通し、配当性向、キャッシュ・フローを勘案して適切な配当を実施してまいります。

併せて企業体質の強化ならびに競争力を増強するための戦略的投資に備えるため内部留保金を継続して確保してまいります。剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきまして、1株当たり普通配当を12円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,988,364	流動負債	2,213,502
現金及び預金	1,585,369	受託販売未払金	1,437,696
売掛金	2,301,681	買掛金	59,012
商品	1,108	1年内返済予定の長期借入金	323,808
短期貸付金	104,418	リース債務	14,520
その他	48,756	未払金	44,343
貸倒引当金	△52,970	未払法人税等	85,080
固定資産	4,817,726	未払消費税等	101,016
有形固定資産	3,113,253	賞与引当金	19,000
建物及び構築物	2,683,447	その他	129,023
機械装置及び運搬具	0	固定負債	1,903,181
器具及び備品	318,836	長期借入金	970,854
土地	87,752	リース債務	10,386
リース資産	23,217	繰延税金負債	23,333
無形固定資産	114,592	退職給付に係る負債	457,803
ソフトウェア	110,327	資産除去債務	143,274
電話加入権	4,265	預り保証金	207,930
投資その他の資産	1,589,879	長期未払金	89,600
投資有価証券	704,390	負債合計	4,116,684
長期貸付金	252,643	(純資産の部)	
破産更生債権等	6,753	株主資本	4,689,406
長期前払費用	57,125	資本金	551,500
繰延税金資産	176,142	資本剰余金	402,866
保険積立金	399,039	利益剰余金	4,085,579
その他	62,562	自己株式	△350,539
貸倒引当金	△68,777	純資産合計	4,689,406
資産合計	8,806,090	負債・純資産合計	8,806,090

## 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,926,914
売上原価	1,177,524
売上総利益	2,749,390
販売費及び一般管理費	2,536,902
営業利益	212,487
営業外収益	
受取利息	4,190
受取配当金	9,549
持分法による投資利益	4,411
その他	23,389
営業外費用	
支払利息	5,727
経常利益	248,301
税金等調整前当期純利益	248,301
法人税、住民税及び事業税	89,360
法人税等調整額	△14,499
当期純利益	173,440
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	173,440

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	551,500	402,866	3,963,016	△350,539	4,566,843	4,566,843
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△50,876		△50,876	△50,876
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			173,440		173,440	173,440
当 期 変 動 額 合 計	—	—	122,563	—	122,563	122,563
当 期 末 残 高	551,500	402,866	4,085,579	△350,539	4,689,406	4,689,406



## 【連結注記表】

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称  
株式会社九州大田花き  
株式会社大田ウィングス

##### ② 非連結子会社

- ・ 主要な非連結子会社の名称 株式会社大田花き花の生活研究所
- ・ 連結の範囲から除いた理由  
株式会社大田花き花の生活研究所は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用の範囲に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社数 3社
- ・ 持分法を適用した関連会社の名称  
株式会社とうほくフラワーサポート  
株式会社ディーオーシー  
花き施設整備有限会社

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用しない主要な会社等の名称 株式会社大田花き花の生活研究所
- ・ 持分法を適用しない理由  
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
機械装置及び運搬具	2～12年
器具及び備品	3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④重要な収益及び費用の計上基準

花き卸売事業における委託取引に係る収益は、生産者からの委託商品を購入者へ引き渡し売買仕切書を発行することを履行義務として識別しており、売買仕切書発行時点で収益を認識しております。

花き卸売事業における買付取引に係る収益は、商品の出荷を履行義務として識別しており、商品の出荷時点で収益を認識しております。

### ⑤退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、本人取引・代理人取引の検討の結果、代理人取引に該当する花き卸売事業に係る委託取引について、従来は販売総額を売上高として計上しており、売上高から卸売手数料を控除した金額を売上原価として計上しておりましたが、当連結会計年度の期首より卸売手数料を売上高として計上することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高及び売上原価は23,732,621千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響ありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(貸付金に対する貸倒引当金の見積り)

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において、連結貸借対照表上、短期貸付金104,418千円、長期貸付金252,643千円を計上し、貸倒引当金121,747千円を計上しております。

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸付先企業の財政状態や事業活動内容を評価するとともに、債権保全のための担保権を設定した上で回収可能性の判定を行い、貸倒引当金を見積もっております。

当該見積りについて、将来の貸付先の財政状態や担保資産の評価額の変動により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において貸倒引当金の額に影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,181,660千円
----------------	-------------

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,500,000株
------	------------

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

2021年5月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 50,876千円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月27日開催の取締役会決議において次の通り決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 61,052千円
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等限定し、資金調達については、設備投資計画に基づき、主に銀行借入により調達しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。

当該リスクに関しては、グループ各社の債権管理規定に基づき、取引先ごとの期日・残高管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

受託販売未払金は、事業活動から生じた営業債務であり、そのほとんどが40日以内に支払期日が到来します。

借入金は、主に建物の建築に要した資金の借入であり、固定金利で調達することにより金利の変動リスクを回避しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,294,662	1,291,157	△3,504

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」「受託販売未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	704,390

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,291,157	—	1,291,157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

取扱品目別	売上高（千円）	構成比（％）
受託品（切花）	2,383,181	60.7
受託品（鉢物）	110,058	2.8
買付品	1,104,023	28.1
その他	329,651	8.4
顧客との契約から生じる 収益	3,926,914	100.0
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,926,914	100.0

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 921円72銭

(2) 1株当たり当期純利益 34円09銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,916,069</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,148,684</b>
現金及び預金	1,437,418	受託販売未払金	1,441,544
売掛金	2,263,975	買掛金	20,858
前渡金	36	1年内返済予定の長期借入金	323,808
前払費用	34,205	リース債務	13,077
短期貸付金	215,874	未払金	40,164
その他	17,527	未払費用	70,692
貸倒引当金	△52,970	未払法人税等	77,781
<b>固定資産</b>	<b>4,796,148</b>	未払消費税等	92,343
<b>有形固定資産</b>	<b>492,323</b>	前受金	1,854
建物	67,482	預り金	45,086
構築物	44	前受収益	2,119
器具及び備品	316,762	賞与引当金	19,000
土地	87,752	その他	353
リース資産	20,280	<b>固定負債</b>	<b>1,730,174</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>114,592</b>	長期借入金	970,854
ソフトウェア	110,327	リース債務	8,637
電話加入権	4,265	退職給付引当金	457,803
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,189,232</b>	預り保証金	203,280
投資有価証券	432,998	長期未払金	89,600
関係会社株式	534,556	<b>負債合計</b>	<b>3,878,859</b>
出資金	600	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	2,695,387	<b>株主資本</b>	<b>4,833,358</b>
破産更生債権等	6,753	資本金	551,500
長期前払費用	1,717	資本剰余金	402,866
繰延税金資産	176,142	資本準備金	389,450
開設者預託保証金	8,000	その他資本剰余金	13,416
保険積立金	399,039	<b>利益剰余金</b>	<b>4,229,530</b>
その他	14,414	利益準備金	30,125
貸倒引当金	△68,777	その他利益剰余金	
投資損失引当金	△11,600	固定資産圧縮積立金	0
		別途積立金	4,045,168
		繰越利益剰余金	154,237
		<b>自己株式</b>	<b>△350,539</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,833,358</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,712,217</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,712,217</b>



# 損 益 計 算 書

( 2021年4月1日から )  
( 2022年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,774,347
売 上 原 価		107,530
売 上 総 利 益		2,666,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,507,664
営 業 利 益		159,152
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30,406	
受 取 配 当 金	13,799	
そ の 他	22,657	66,863
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,727	
そ の 他	127	5,855
経 常 利 益		220,160
税 引 前 当 期 純 利 益		220,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	76,474	
法 人 税 等 調 整 額	△10,552	65,922
当 期 純 利 益		154,237

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	551,500	389,450	13,416	402,866	30,125	0	4,075,000	21,044	4,126,169
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△50,876	△50,876
別途積立金の取崩							△29,831	29,831	—
当期純利益								154,237	154,237
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△29,831	133,193	103,361
当 期 末 残 高	551,500	389,450	13,416	402,866	30,125	0	4,045,168	154,237	4,229,530

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△350,539	4,729,996	4,729,996
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△50,876	△50,876
別途積立金の取崩		—	—
当期純利益		154,237	154,237
当期変動額合計	—	103,361	103,361
当 期 末 残 高	△350,539	4,833,358	4,833,358

## 【個別注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式及び関連会社 移動平均法による原価法を採用しております。  
株式
- ロ その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	10～20年
器具及び備品	3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ②無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- |          |   |
|----------|---|
| ①貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②投資損失引当金 | 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態の実情を勘案して必要額を計上しております。                                  |
| ③賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、簡便法により当事業年度における自己都合退職による期末要支給額を計上しております。                             |

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は花き卸売事業における委託取引であり、生産者からの委託商品を購入者へ引き渡し売買仕切書を発行することを履行義務として識別しており、売買仕切書発行時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、本人取引・代理人取引の検討の結果、代理人取引に該当する花き卸売事業に係る委託取引について、従来は販売総額を売上高として計上しており、売上高から卸売手数料を控除した金額を売上原価として計上しておりましたが、当事業年度の期首より卸売手数料を売上高として計上することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は23,787,687千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響ありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(貸付金に対する貸倒引当金の見積り)

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末において、貸借対照表上、短期貸付金215,874千円、長期貸付金2,695,387千円を計上し、貸倒引当金121,747千円を計上しております。

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸付先企業の財政状態や事業活動内容を評価するとともに、債権保全のための担保権を設定した上で回収可能性の判定を行い、貸倒引当金を見積もっております。

当該見積りについて、将来の貸付先の財政状態や担保資産の評価額の変動により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において貸倒引当金の額に影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,370,474千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権	203,343千円
② 長期金銭債権	2,442,744千円
③ 短期金銭債務	6,695千円
④ 長期金銭債務	2,500千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	354,659千円
② 営業取引以外の取引高	33,860千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	412,326	—	—	412,326

## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

貸倒引当金	37,254 千円
賞与引当金	5,814
未払事業税	7,377
未払費用	918
長期未払金	27,417
退職給付引当金	140,087
投資有価証券評価損	917
投資損失引当金	3,549
その他	16,973
小計	240,310
評価性引当額	△64,167
合計	176,142 千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 大田ウイングス	東京都 大田区	15,000	不動産 賃貸業	(所有) 直接100	あり	資金の援助	資金の返済	204,336	短期貸付金	111,456
										長期貸付金	2,442,744
								利息の受取(注)	26,217	前受収益	2,029

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付金の金利につきましては、市場金利等を参考にした利率としております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社	株式会社 大森花卉	東京都 大田区	10,000	生花仲卸	(被所有) 直接0.3	なし	当社取扱商品の販売	受託品等の取扱い (注1)	2,295,212 (注2)	売掛金	219,671
	株式会社 フローラルジャパン	東京都 大田区	15,000	生花仲卸	(被所有) 直接0.1	なし	当社取扱商品の販売	受託品等の取扱い (注1)	649,703 (注2)	売掛金	95,103
	株式会社 神奈川県園芸市場	神奈川県 横浜市	20,000	生花卸売	-	なし	当社取扱商品の販売	受託品等の取扱い (注1)	124,688 (注2)	売掛金	5,044

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 一般取引先と同様であります。

2. 取引金額は受託品等の取扱金額であり、売上高とは異なります。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「7. 収益に関する注記」に記載しているため、注記を省略しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 950円01銭

(2) 1株当たり当期純利益 30円32銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 大田花き  
取締役会 御中

興亜監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 柿原佳孝  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 近田直裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大田花きの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大田花き及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 大田花き  
取締役会 御中

興亜監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 柿原佳孝  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 近田直裕  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大田花きの2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている会社の内部統制にかかる体制全般について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③会社の内部統制にかかる体制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該会社の内部統制にかかる体制に関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社大田花き 監査委員会

監査委員 内 田 善 昭 (印)

監査委員 奥 野 義 博 (印)

監査委員 川 田 光 太 (印)

(注) 監査委員 内田善昭、奥野義博及び川田光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の略歴は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いそむらのぶお 磯村信夫 (1950年2月16日) 【再任】	1973年3月 株式会社大森園芸市場（現株式会社大森園芸）入社 1975年4月 同社取締役（現任） 1989年1月 当社設立専務取締役 1994年2月 当社代表取締役社長 2002年8月 花き施設整備有限会社取締役（現任） 2005年6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 当社取締役会会長（現任） 当社指名委員長 当社報酬委員長 2007年1月 株式会社大田花き花の生活研究所取締役（現任） 2014年4月 株式会社大田ウィングス代表取締役社長（現任） 2021年6月 当社指名委員（現任） 当社報酬委員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社大森園芸取締役 花き施設整備有限会社取締役 株式会社大田花き花の生活研究所取締役 株式会社大田ウィングス代表取締役社長	160,000株
<b>【選任理由】</b> 磯村信夫氏は、常に先を見据えた経営戦略と強力なリーダーシップにより、長年に亘り当社の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してまいりました。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験と卓越した見識を活かし、当社の事業推進と企業価値向上に必要な不可欠であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	なか やま とし ひろ 中山 俊博 (1946年3月21日) 【再任】 【社外取締役】	1969年4月 住友商事株式会社入社 1979年6月 同社青果部長代理 1979年6月 住商フルーツ株式会社常務取締役 1995年5月 米国住友商事会社副社長 2006年4月 ミツワ自動車株式会社代表取締 役社長 2008年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員(現任) 当社報酬委員(現任)	—
<p><b>【選任理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>中山俊博氏は、国内外の企業経営を通じて培った豊富な経験とグローバルな視点および高い見識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。</p> <p>同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。</p>			
3	おく の よし ひろ 奥野 義博 (1952年4月25日) 【再任】 【社外取締役】	1978年4月 日本鋼管株式会社(現JFEエ ンジニアリング株式会社)入社 2009年4月 JFEネット株式会社取締役 2010年5月 JFEアドバンストライト株式 会社代表取締役社長 2014年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員(現任) 当社報酬委員 2018年6月 当社監査委員(現任)	—
<p><b>【選任理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>奥野義博氏は、企業経営を通じて培った豊富な経験と高い見識および卸売市場分野についての専門知識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。</p> <p>同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	きく た いち ろう 菊田 一郎 (1957年5月24日) 【再任】 【社外取締役】	1983年3月 株式会社流通研究社入社 1990年4月 同社月刊「無人化技術(現マテリアルフロー)」編集長 2011年6月 同社専務取締役 2015年12月 一般社団法人日本マテリアルフロー研究センター代表理事 2016年11月 同法人常務理事 2017年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員(現任) 当社報酬委員(現任) 2017年7月 株式会社流通研究社代表取締役社長 2020年6月 L-Tech Lab代表(現任) 2020年6月 株式会社日本海事新聞社顧問(現任) (重要な兼職の状況) L-Tech Lab代表	—
<b>【選任理由および期待される役割の概要】</b> 菊田一郎氏は、企業経営を通じて培った豊富な経験と高い見識および流通・物流業界についての専門知識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。同氏には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。			
5	お がわ まさ のり 小川 正則 (1949年7月16日) 【再任】 【社外取締役】	1972年4月 坂田種苗株式会社(現株式会社サカタのタネ)入社 2003年9月 サカタ・オーナメンタルズ・ヨーロッパ副社長 2006年5月 株式会社長野セルトップ副社長 2008年6月 日本ジフィーポット・プロダクツ株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員(現任) 当社報酬委員(現任)	—
<b>【選任理由および期待される役割の概要】</b> 小川正則氏は、企業経営を通じて培った豊富な経験と高い見識および園芸種苗業界についての専門知識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。同氏には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	す ま か っ え 須 磨 佳 津 江 (1949年5月13日) 【再任】 【社外取締役】	1972年4月 日本放送協会（略称NHK）入社 1976年4月 フリーキャスター（現任） 1994年4月 「趣味の園芸」キャスター 2003年5月 「ラジオ深夜便」火曜日アンカー（現任） 2004年4月 「須磨佳津江の園芸散歩」キャスター 2006年8月 東京農業大学地域環境科学部造園科学科 客員教授（現任） 2009年6月 公益財団法人日本花の会 理事（現任） 2010年7月 社団法人日本インドア・グリーン協会（現一般社団法人日本インドア・グリーン協会）理事（現任） 2011年6月 一般財団法人日本花普及センター 評議員（現任） 2012年6月 公益社団法人園芸文化協会 理事（現任） 2013年4月 公益財団法人都市緑化機構 評議員（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員（現任） 当社報酬委員（現任）	—
<p><b>【選任理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>須磨佳津江氏は、キャスターとして培った豊富な経験と高い見識を有し、特に園芸キャスターとして園芸に深い造詣を有しており、また、事業運営を通じて培った経験と見識を活かし、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏には、自らの豊富な経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。</p> <p>同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	うち だ よし あき 内 田 善 昭 (1969年12月23日) 【再任】 【社外取締役】	1992年4月 井上齋藤英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 1994年3月 公認会計士登録 1995年9月 内田善昭公認会計士事務所開設 同事務所所長(現任) 1996年4月 内田善三公認会計士事務所入所 (現任) 2003年3月 税理士登録 2008年6月 当社社外取締役(現任) 当社指名委員 当社報酬委員 当社監査委員 2015年5月 株式会社マックハウス監査役 (現任) 2015年6月 当社監査委員長(現任) 2016年7月 当社報酬委員 (重要な兼職の状況) 内田善昭公認会計士事務所所長	—

**【選任理由および期待される役割の概要】**

内田善昭氏は、公認会計士および税理士として財務・会計に関する豊富な専門知識、知見を有しており、当社の経営・監査機能強化に向けた様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。同氏には、自らの専門知識と知見に基づき、業務執行の監督機能強化、監査機能強化への貢献および幅広い専門的視点からの助言や意見を期待しております。

なお、同氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	いそむらたかお 磯村隆夫 (1976年8月20日) 【再任】	2007年7月 フィリップモリスジャパン株式会社 (現フィリップモリスジャパン合同会社) 入社 2011年9月 株式会社大森園芸ホールディングス代表取締役社長 (現任) 2012年3月 株式会社大森園芸代表取締役社長 (現任) 2016年6月 当社取締役 (現任) 当社指名委員 当社報酬委員 (現任) 2017年6月 当社監査委員 2021年6月 当社指名委員長 (現任) 2022年5月 フィリップモリスジャパン合同会社 中部リージョン マネージャーセール スストラテジー (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大森園芸ホールディングス代表取締役社長 株式会社大森園芸代表取締役社長 フィリップモリスジャパン合同会社 中部リージョン マネージャーセールsstrateジー	—

**【選任理由】**

磯村隆夫氏は、グローバル企業において、海外業務、営業企画、マーケティング業務、経営企画を中心とした豊富な経験とグローバルな視点および高い見識を有しており、その豊富な経験と高い見識を活かし、当社の企業価値向上に貢献することができるかと判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	かわ だ こう た 川 田 光 太 (1984年3月25日) 【再任】 【社外取締役】	2006年4月 丸紅株式会社入社 2017年4月 東京青果株式会社入社 顧問 2017年5月 東京青果貿易株式会社常務取締役 2017年6月 東京青果株式会社取締役 2018年6月 同社常務取締役 2019年6月 当社社外取締役（現任） 当社指名委員 当社報酬委員 2021年5月 東京青果貿易株式会社専務取締役 （現任） 2021年6月 東京青果株式会社専務取締役 （現任） 当社報酬委員長（現任） 当社監査委員（現任） 2022年1月 東一神田青果株式会社専務取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 東京青果株式会社専務取締役	—

**【選任理由および期待される役割の概要】**

川田光太氏は、企業経営を通じて培った経験と高い見識および卸売業界についての専門知識を有しており、当社の経営に対する様々な助言や意見をいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、自らの経験と高い見識等に基づき、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見を期待しております。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、須磨佳津江、内田善昭、川田光太の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、内田善昭氏と奥野義博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は、中山俊博、奥野義博、菊田一郎、小川正則、須磨佳津江、内田善昭、川田光太の各氏との間で責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。(契約内容の概要は、事業報告の12頁に記載のとおりです。)

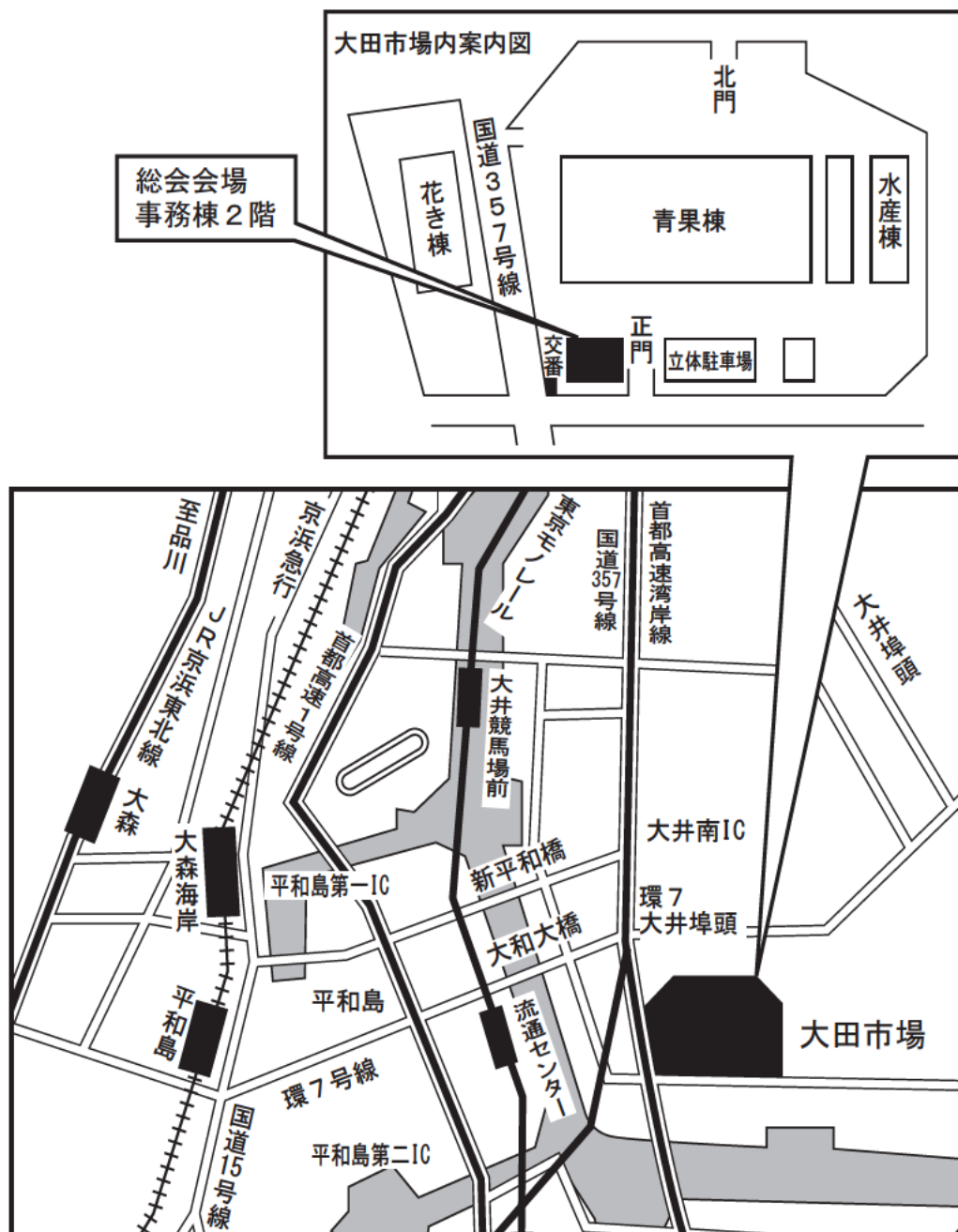
(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

候補者 番号	氏名	事業経営	法務/ リスク管理	会計/ 財務/税務	IT/ デジタル	環境/社会	グローバル
1	磯村信夫	●					●
2	中山俊博	●	●				●
3	奥野義博	●			●		●
4	菊田一郎	●			●	●	
5	小川正則	●				●	●
6	須磨佳津江					●	●
7	内田善昭			●			
8	磯村隆夫	●					●
9	川田光太	●	●				

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区東海三丁目2番1号  
東京都中央卸売市場大田市場  
事務棟2階 大ホール  
(TEL 03-3799-5431  
株式会社大田花き 総務チーム)



## 【直通バスのご案内】

東京モノレール流通センター駅前から株主総会会場（大田市場事務棟）への直通バスをご用意しておりますのでご利用ください。

流通センター駅 出発時間 9時30分 10時00分

株主総会終了後は東京モノレール流通センター駅経由JR大森駅への直通バスをご用意しております。

## 【会場までの交通】

- 東京モノレール流通センター駅より徒歩で約15分
- JR大森駅より京急バスで約20分
- 京浜急行平和島駅より京急バスで約10分